

2025 年度 第1回

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会

日時：2025年11月6日（木）10時00分～11時30分

場所：神戸市役所1号館24階 視察対応室

会議次第

1. 開会

2. 報告

2024年度神戸市の「にも包括」に関する取組状況 資料2

3. 協議

神戸市の「にも包括」推進にむけたビジョン 資料3

4. 閉会

資料

-
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 資料1 | 2024年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会について |
| 資料2 | 神戸市の「にも包括」に関する取組状況 |
| | 別添1 アセスメントツール等 |
| | 別添2 入院者訪問支援事業 案内ちらし |
| | 別添3 精神保健福祉関連情報ページ改訂(案) |
| 資料3 | 神戸市の「にも包括」推進に向けたビジョン |
| 参考資料1 | 委員名簿、関係要綱・要領 |

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる**地域共生社会**の実現を目指す

市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要

■ 取り組みの経緯

- 平成24年度 地域移行推進連携事業協議会・研修会の実施やピアサポーターの活動による、入院患者への発表活動や個別支援活動を実施
- 平成29年度 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域移行・地域定着推進事業検討会、連携会議)」、「精神障害者継続支援事業」を開始
- 平成30年度 区単位での精神障害者支援ネットワーク構築のため、**各区精神障害者支援地域協議会**を設置
- 令和5年度 さらなる推進にむけた多部局連携の強化、市レベルの課題検討・施策立案を行うため、保健所保健課内に新たな部門を設置
- 令和6年度 精神保健福祉施策の強化として新規施策を立ち上げて実施。全市での精神保健医療福祉にかかる課題検討、施策立案の場として、**神戸市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会**を開催



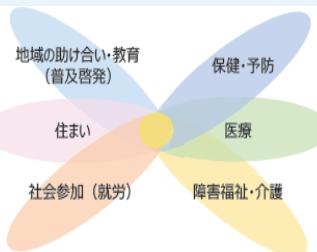
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会

■ 概要

神戸市の「にも包括」を推進するために、神戸市における取り組みを評価し、精神保健福祉施策の推進につなげるため、精神保健医療福祉に取り組む関係者による新たな協議の場として設置。
年2回程度実施予定。

■ 参加メンバー構成

- ・学識経験者
- ・当事者・家族
- ・医療関係(精神科病院、医師会・診療所、訪問看護事業所)
- ・福祉・介護関係(障害者相談支援センター、地域包括支援センター、精神保健福祉士協会、相談支援事業所)
- ・社会参加・地域福祉関係(精神障害者社会復帰連盟、社会福祉協議会)
- ・行政(保健・福祉・住宅・教育)



■ 令和6年度開催実績

第1回:2024年9月5日 10時～11時30分

第2回:2025年3月13日 14時～15時30分

■ 意見(課題) ※一部抜粋して掲載

【第1回:現状・取組報告、課題共有】

- ・主体的な制度利用となるような当事者向けの制度説明ツールが必要。また、退院後の生活どう支えていくか具体的な検討が必要。とくに、医療と福祉の間の連携が大切。
- ・地域の受け皿を整えるためには地域の理解、特に10代から早期の知識教育や、地域で対応することの多い支援者等への啓発等が必要。また、地域で当事者と関わる機会が必要。
- ・18歳未満の発達障害等、精神保健福祉分野での福祉サービスが少ない現状にある。

【第2回:全市の課題整理と神戸市の取り組みの方向性】

※課題解決にあたっては、現場で自分たちができることも含めて考えていく。

- ①精神障害への正しい理解の啓発及び差別の解消
- ②居場所・生活支援:(当事者にとっての)緊急事態への対応等24時間の安心が提供できる仕組み
- ③保健、福祉、行政その他を、当事者や家族が効率よく使えるよう、また自己決定できる情報発信
- ④当事者と周囲の疲労、家族、支援者等への総合的なサポート。皆の共生と健康が重要。
- ⑤既存のサポートシステムを支援者が相互に使い、支い合えるネットワークづくり

神戸市の「にも包括」に関する現状

1. 精神疾患患者数

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付数

精神障害者の自立と社会復帰及び社会参加の促進を図るため手帳を交付している。

2024年度の手帳所持者の等級別内訳は、1級 1,281人（5.6%）、2級 13,017人（57.2%）、3級 8,470人（37.2%）、計 22,768人となっており、年々増加している。

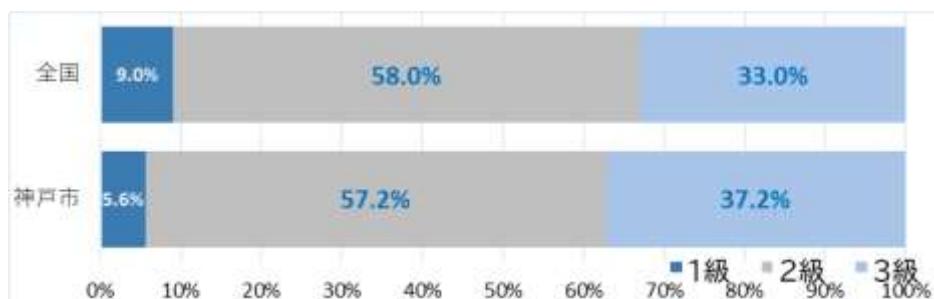
【表1】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）

年度末累計	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
合計	18,402	19,385	20,674	21,314	22,768
1級	1,290	1,320	1,324	1,286	1,281
2級	11,039	11,482	12,081	12,400	13,017
3級	6,073	6,583	7,269	7,628	8,470

【図1】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）



【図2】精神障害者保健福祉手帳 等級別内訳（%）全国・神戸市比較



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定数

通院による精神医療が継続的に必要な人を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成している。

(2006年度創設。所得制限あり)

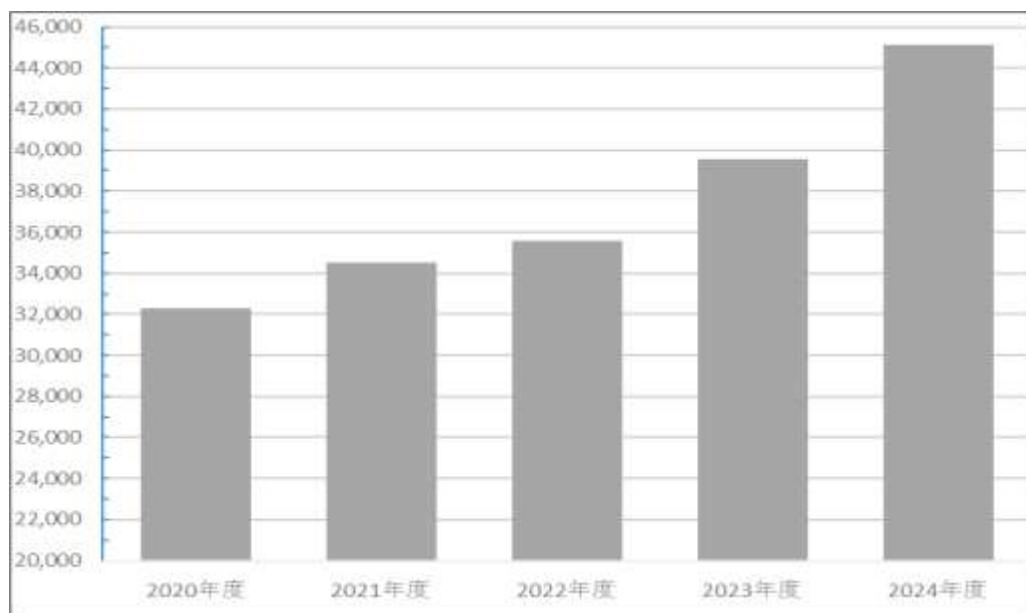
2024年度の支給認定数は、45,153人となっており、年々増加している。

【表2】自立支援医療費（精神通院医療）支給認定数の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
支給認定数	32,265	34,540	35,602	39,546	45,153
(増加率)	-	(7.05%)	(3.07%)	(11.08%)	(14.18%)
(参考:全国)	2,025,937	2,367,381	2,470,960	2,592,367	-

※全国の数字は各年度の福祉行政報告例 より

【図3】自立支援医療費（精神通院医療）支給認定数の推移（人）



(参考) 入院形態ごとの市内精神科病院在院患者数（各年6月30日現在）

入院形態	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	合計
2024年	13	1,209	1,448	2	2,672
2023年	7	1,153	1,443	0	2,603
2022年	7	1,153	1,457	3	2,620

2. 神戸市における相談体制

(1) 各区保健福祉課での精神保健福祉相談

各区保健福祉課では、精神疾患について、その治療から地域生活の支援まで当事者や家族からの相談を受けています。また、必要に応じて訪問や精神科嘱託医による相談も実施している。

①相談件数（電話・面接・文書・訪問）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
実人数	6,311	5,220	3,970	5,789	4,345
延べ人数	21,030	18,695	11,634	12,765	12,031

※2022 年度より、関係機関との相談・連携については別途「関係機関連携報告」として別集計を行っている。

②（再掲）訪問件数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
実人数	658	661	505	493	461
延べ人数	1,025	985	1,133	1,140	1,148

※精神障害者継続支援事業による訪問を除く

(2) 精神保健福祉センターでの精神保健福祉相談

精神保健福祉センターでの精神保健福祉相談は、電話、面接、文書にて実施している。センター内の精神保健福祉相談員が相談内容を聞き取りの上、必要に応じて専門医師相談を案内している。

①相談件数

2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
946	714	1,405	1,771	2,298

②（内訳）専門医師相談件数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
思春期	10	20	27	38	38
依存症	0	4	57	59	54

③専用回線（神戸市こころといのちの電話相談）相談件数

2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
3,848	5,286	8,938	12,311	14,553

3. 長期入院患者数と退院率

神戸市障がい福祉計画において、国の示す「にも包括」の目標値として、1年以上の長期入院患者数と退院率を設定している。

①神戸市の長期入院患者数の推移（入院期間は1年以上）

単位：人

第6期計画	2021年度	2022年度	2023年度
目標値	1,226(65歳以上を737人以下、65歳未満を489人以下)		
実績	1,540	1,413	1,383
65歳以上/65歳未満	916/624	841/572	837/546
前年度増減	▲90(▲68/▲22)	▲127(▲75/▲52)	▲30(▲4/▲26)

単位：人

第7期計画	2024年度	2025年度	2026年度
目標値	1,276(65歳以上を775人以下、65歳未満を501人以下)		
実績	1,332	-	-
65歳以上/65歳未満	823/509	-	-
前年度増減	▲51(▲14/▲37)	-	-

②精神科病院入院後の退院率（医療保護入院患者）

第6期計画	目標値	2021年度	2022年度	2023年度
3か月時点	69%以上	73.7%	65.5%	73.2%
6か月時点	86%以上	89.5%	88.8%	87.4%
1年時点	92%以上	93.8%	96.0%	94.7%

第7期計画	目標値	2024年度
3か月時点	68.9%以上	71.4%
6か月時点	84.5%以上	82.6%
1年時点	91%以上	91.7%

4. 「にも包括」の取組状況

(1) 協議の場の実施状況

本市では、地域課題の解決に向けて、次の4つのレベルで協議の場を設けている。

地域レベル：個別事例を検討

区レベル：地域課題を検討

広域調整レベル：圏域を横断して生じる課題を検討

市レベル：市全域の課題を集約し検討

これにより、地域課題を的確に吸い上げ、解決を目指した取組を進められるよう構成している。

(実績)

・開催回数：19回

・参加者数：602人

・参加者数の内訳

(内訳)	保健	医療・精神	医療・精神以外	福祉	介護	当事者・家族	その他
参加者数	190	105	7	235	27	15	23

①市レベル：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会

「にも包括」における取組を共有し、精神保健医療福祉に関する課題整理や施策の方向性の検討、多機関との協働による精神保健福祉施策の推進を主題に協議を行う。

実施日	議題
9月15日	「にも包括」推進の上での構成要素ごとの課題、目標等について
3月13日	・「にも包括」推進に関する課題整理について ・神戸市の「にも包括」推進の方向性、取組について

(方向性)

協議を通して示された取組の方向性を、本市「にも包括」実現に向けた5つの柱として掲げ、具体的な取組への展開を目指し検討を進めていく。

【取組の方向性（5つの柱）】

柱1：精神障害への正しい理解の啓発及び差別の解消

柱2：居場所・生活支援：(当事者にとっての)緊急事態への対応等24時間の安心が提供できる仕組み

柱3：保健、福祉、行政その他を、当事者や家族が効率よく活用できる、また自己決定できる情報発信

柱4：当事者と周囲の疲労、家族、支援者等への総合的なサポート。皆の共生と健康が重要。

柱5：既存のサポートシステムを支援者が相互に使い、支え合えるネットワークづくり

※課題解決には、現場で「私たち」ができることも含めて考えていく。

②広域調整レベル：精神障害者地域移行・地域定着推進事業による協議の場

地域移行・地域定着推進の観点から、圏域横断的な課題抽出・ネットワーク構築を図ることを目的として実施している。

2024年度は検討会を通じて、地域移行の検討に活用できる、医療機関と地域の福祉事業者間で共通認識を持つためのアセスメントツールなどを作成した。（別添1参照）

会議名	連携会議	検討会	評価会議	その他
開催回数	1回	3回	3回	2回

③区レベル：区精神障害者支援地域協議会

地域における精神障害者支援ネットワークを構築し、各区における地域課題の抽出や解決に向けた検討、関係者間での連携強化を目的として実施している。

開催実績：8区・支所

(2) 「にも包括」【取組の方向性（5つの柱）】ごとの取組状況

柱1：精神障害への正しい理解の啓発及び差別の解消

【取組】

①精神保健福祉ボランティア講座（主催：神戸市社会福祉協議会）1コース4回／年

②KOBE ピアソーター等を活用した市民向け啓発 7回／年

③神戸市こころのサポーター養成研修

神戸市に在住・在学・在勤の方を対象に精神障害への正しい知識と理解を持ち、身近な人に対して手助けができる「こころのサポーター」を養成する120分の研修を実施した。

・研修内容

こころの病気、当事者の体験やリカバリーに関する講義、身近な人のサポート方法

・2024年度実績

実施回数：12回

養成者数：436名

・2025年度実施状況

健康創造都市 KOBE や市内大学への情報発信を行い、民間企業や学生等幅広い対象への周知を行った。

市民向け（集合型）研修：2025年10月～12月 実施回数：11回

企業・団体向け（出張型）：2025年10月～2025年1月 申込団体数：8団体（上限）

柱2：居場所・生活支援：緊急事態への対応等24時間の安心が提供できる仕組み

【取組】

①住まい確保に関連する連携

グループホーム・医療機関・保健・福祉との連携に向けた現状や課題共有を実施した。また、2025年度には、建設住宅局等と連携し、居住支援法人や住まいの支援に関わる支援者へ、精神障害への正しい理解や関わり方について学ぶ研修を実施している。

・2024年度実績

グループホーム交流会

実施日：2025年2月3日 参加者数：51名

・2025年度実施状況

居住支援法人向け勉強会

実施日：2025年8月5日 参加者数：91名

神戸市営住宅管理センター職員等への研修会

実施日：2025年10月29日 参加者数：34名

②地域での生活を支える支援

・精神保健福祉・多職種アウトリーチ支援事業

2024年7月より、精神保健に課題を抱え、地域生活が困難となって対象者へ、各区保健福祉課職員とともにきめ細やかな訪問対応等の支援を行うアウトリーチ支援事業を開始した。

実績	相談件数	本人・家族への支援回数（延べ）
対応件数	99件（うち支援件数：34件）	303回

・精神障害者継続支援事業

措置入院患者等の重篤な精神障害者が医療や支援が途切れることなく、地域で安定した生活を確保するため、入院中から退院に向けた調整・支援を実施する。

実績	2022年度	2023年度	2024年度
支援対象者数	141人	154人	192人
支援回数	3,472回	4,708回	4,817回
検討会議数	647回	792回	1,168回

・ピアソーターによる本人・家族向けの個別相談会 毎月1回（2025年1月より開始）

・ピアソーターによる退院後の地域定着やリカバリー支援を目的とした個別相談・訪問の実施

・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の推進

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
地域移行支援 新規サービス利用人数 (前年度継続利用を含む人数)	11	11 (15)	24 (28)	33 (42)	36 (50)
うち退院者 (前年度継続利用を含む人数)	9	3 (7)	7 (13)	16 (25)	16 (27)
地域定着支援 新規サービス利用人数 (前年度継続利用を含む人数)	6	13 (13)	24 (28)	12 (40)	15 (36)

※2022（令和4）年度は事業開始の9月から3月の実績を算出

③精神医療相談・精神科救急医療体制の整備

土曜日・日曜日・祝日の昼間および毎夜間において、警察や消防、家族、本人からの電話による精神科救急についての相談・依頼等を受信し、早期に適切な医療に結びつけるため、精神科救急医療体制を兵庫県との協調事業として運営している。

・2024年度兵庫県精神科救急相談状況

	総件数		休日昼間(122日)		夜間(365日)																							
	総数	兵庫県	神戸市	その他	2,761	1,297	716	748	100%	47%	26%	27%	675	330	193	152	100%	49%	29%	22%	2,086	967	523	596	100%	46%	25%	29%

柱3：当事者や家族が効率よく活用できる、また自己決定できる情報発信

【取組】

①入院者訪問支援事業(兵庫県との協調事業)

市長同意による医療保護入院のような家族との交流がない患者が、医療機関外との交流が途絶え、社会からの孤立することのないよう、入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う。

・対象者

市町村同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する方

・2024年度実績

モデル事業として実施（実施期間：2024年7～12月 本格実施に向けた課題抽出、ニーズの把握など）

訪問支援員養成・登録者数（兵庫県内）：24名

利用実績（神戸市圏域）：実人数9名 延べ30回

・2025年度実施状況

令和7年度訪問支援員養成研修実績

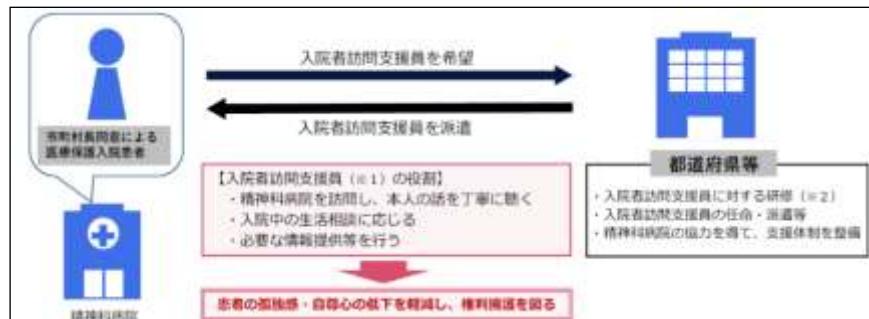
姫路会場（8/4）26名

三田会場（9/24）21名

支援員登録者 66名（登録予定者含む）

活動開始：2025年11月1日～

（別添2：案内ちらし）



②神戸市ホームページの改訂による精神保健福祉に関する情報発信

地域での生活を支援する制度やサービス、相談窓口は、医療、保健、福祉など様々な分野に点在し、当事者、家族、さらには支援者においても必要な情報がわかりにくいという課題があったため、ホームページの改訂に向けたヒアリング及びワーキングを実施し、改訂を行なっている。(順次更新予定)

・実施状況

当事者・家族・支援者等へのヒアリング：4回

ホームページ改訂ワーキング：1回 参加者：11名

・ホームページ構成（別添3 精神保健福祉関連情報ページ改訂(案)）

タイトル	内容
目次	当事者・ご家族向け情報 医療・福祉・その他の制度を、目的別・手段別に提示 ▶体調を整える(精神科医療機関情報) ▶地域で生活する ▶地域で働く ▶ピアソーター情報 ▶ご家族の方向け情報 ▶精神科病院入院中の方向け情報
	支援者向け情報 各種相談窓口や支援・制度情報をまとめて掲載
	「にも包括」について知る 「にも包括」への理解に関する情報を掲載
	精神障害について正しく理解しよう 精神障害に対する知識と理解に関する情報を発信 ▶こころのソーター養成研修 ▶ゲートキーパー養成研修
	みんなで考える(協議の場) 「協議の場」の取組状況などを発信

柱4：当事者と周囲の疲労、家族、支援者等への総合的なサポート

【取組】

(当事者・家族)

①家族向けのセミナーや勉強会の実施

- ・2024年度実績：2回 参加者合計 65名
- ・2025年度状況：3回実施予定

②依存症家族教室（依存症家族プログラム）の実施

2024年度より依存症家族に対して依存症家族プログラムを提供し、依存症の理解、声のかけ方や対応方法、家族のセルフケアなどについて学ぶ家族教室を実施している。

- ・2024年度実績：1クール7回 延べ参加人数 39名
- ・2025年度状況：1クール8回

(支援者)

③医療・保健・福祉等精神保健福祉に関わる支援者向け研修や課題検討の実施

- ・2024年度実績：17回（うち 関係機関からの依頼による研修 3回）
- ・2025年度状況：

検討会の実施

児童→成人、成人→高齢など、制度が切り替わる時期の移行について課題抽出を行った。

研修の実施

若年層（15歳～34歳）への支援に関わる支援者研修 参加者：77名

トラウマインフォームドケア研修（2025年11月29日午後）

柱5：支い合えるネットワークづくり

【現状】

協議の場の実施によるネットワーク構築を推進している。

実績等については、（1）協議の場の実施状況を参照

地域移行支援サービス等の活用ツールについて

【地域移行支援利用アセスメント】

精神科病院などに入院/入所中の方について退院/退所を検討する際に、必要な基礎情報を確認するためのツールです。地域移行支援サービス利用にあたっての補助的なツールとして、他機関との情報共有ツールとしてご活用ください。

<活用例>

精神科病院で地域移行支援利用を検討する際

MHSW が患者の意欲や状態をアセスメントしたり、
他スタッフや本人と現状を共有する。



区役所窓口でサービス利用を申請する際

申請時に同ツールを用いて区担当者に説明し、患者の状態や
支援の方向性を共有する。



一般相談支援事業所に患者の状態を説明する際

サービスの利用決定後など、一般相談支援事業所と同ツール
を用いて患者の状態を共有する。



【地域移行支援とは】

地域移行支援サービスの利用申請にあたり、精神科病院などに入院/入所中の方に当該サービスをわかりやすく説明するためのツールです。

MHSW や一般相談支援事業所等の支援者が、患者に「退院までの流れ」や同サービスの「できること」を説明し、退院/退所への意欲向上と同サービスの利用促進を図ります。

【KOBE ピアソーターを利用するため】

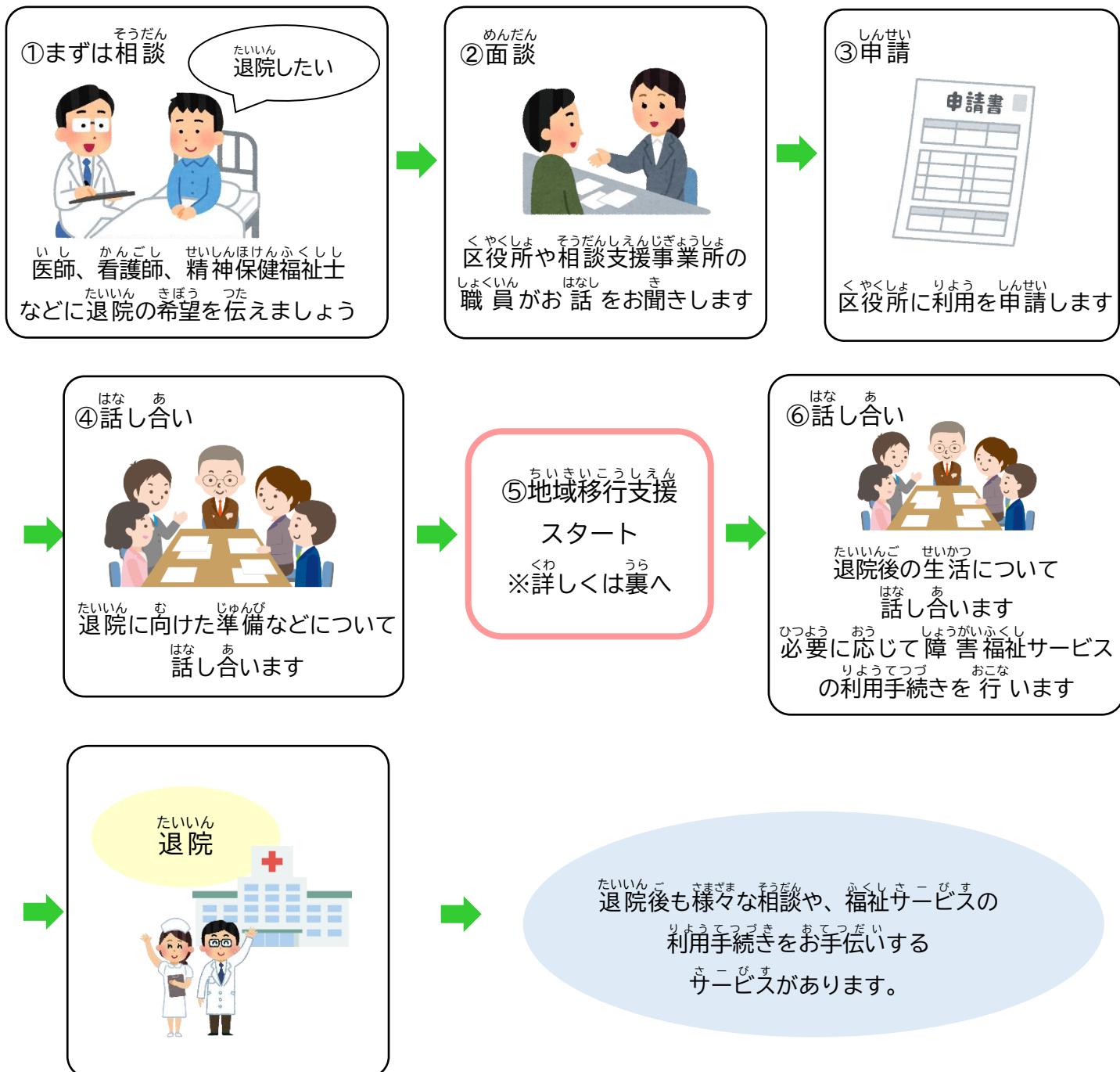
ピアソーターの利用を考えている精神科病院などに入院/入所中の方に、KOBE ピアソーター活用事業をわかりやすく説明するためのツールです。

患者に加え、医療機関や施設職員など関係機関の職員にも同事業への理解を深めていただき、ピアソーターの活用を図り、退院意欲の向上やピアソーターが伴走する丁寧な地域移行支援に繋げます。

<地域移行支援とは>

- *精神科病院に入院中の方が退院するにあたり、必要な手続きや暮らしの準備を手伝いする障害福祉サービスです。
- *利用するための費用は無料です。
- *途中で利用を中止したり、再開することもできます。
- *区役所に申請することで利用できます。

<退院までの流れ>



ちいきいこうしえん <地域移行支援でできること>

<暮らす場所>

- ・賃貸の物件やグループホームを探す
- ・見学へ行く



<お金のこと>

- ・お金のつかい方の練習
- ・お金のやりくりを考える
- ・障害年金の手続き
- ・生活保護の申請



<体調の管理>

- ・お薬の管理方法
 - ・通院の経路や交通手段
- 確認や練習をする



<日中の過ごし方>

- ・交流の場、余暇を楽しむ場
 - ・就労に向けた訓練の場
- 見学や体験を行う



<生活のこと>

- ・食事の用意
 - ・買い物、洗濯、掃除などの家事
- できることとサポートが必要なことを整理する



<新しい生活の準備>

- ・家具・家電の買い物
- ・電気、ガス、水道の手続き



ほか その他いろいろ

- ・必要なサービスの紹介
- ・手続きの付き添い
- ・困った時にどうするか

いっしょ かんが じゅんび
一緒に考えて準備を
すす
進めましょう



地域移行支援利用アセスメント

記入日 年 月 日 記入者()

氏名()

生年月日() 年齢 歳()

住所(住民票)()

入院前に住んでいたところ

住民票と同じ

退院/退所したい気持ち(同意)



- | | | | | |
|---------|---------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 【本 人】 | <input type="checkbox"/> 退院したい | <input type="checkbox"/> してみたい | <input type="checkbox"/> わからない | <input type="checkbox"/> 考えていない |
| 【家 族】 | <input type="checkbox"/> 賛成している | <input type="checkbox"/> 条件付き | <input type="checkbox"/> わからない | <input type="checkbox"/> 反対 |
| 【主 治 医】 | <input type="checkbox"/> 賛成している | <input type="checkbox"/> 条件付き() | | <input type="checkbox"/> 反対 |
| 【看 護 師】 | <input type="checkbox"/> 賛成している | <input type="checkbox"/> 条件付き() | | <input type="checkbox"/> 反対 |
| 【その他の人】 | <input type="checkbox"/> 賛成している | <input type="checkbox"/> 条件付き() | | <input type="checkbox"/> 反対 |

体調の管理



- | | | | |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 【病 状】 | <input type="checkbox"/> 安定している | <input type="checkbox"/> 治療でコントロールできる | <input type="checkbox"/> 不安定 |
| 【服 薬】 | <input type="checkbox"/> 指示有り | <input type="checkbox"/> 指示なし | |
| | <input type="checkbox"/> 自分でできる | <input type="checkbox"/> 声かけがあればできる | <input type="checkbox"/> 服薬していない |
| 【通 院】 | <input type="checkbox"/> 必要性を理解している | <input type="checkbox"/> 付添いがいればできる | <input type="checkbox"/> 拒否している |

日中の生活



- | | | |
|---------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 【一日の流れ】 | <input type="checkbox"/> ほぼ決まっている | <input type="checkbox"/> 決まっていない |
| 【OT参加】 | <input type="checkbox"/> 安定して参加している | <input type="checkbox"/> 選んで参加している |
| | <input type="checkbox"/> している | |

相談すること



- 【職員とのコミュニケーション】 取られている 一方的 難しい
【希望の伝え方】 自分で伝えられる サポートがあればできる 難しい
【本人の相談先】 主治医 MHSW 病棟看護師 家族
行政 計画相談事業所 その他

お金のこと



- 【年 金】 障害年金や老齢年金を受給している 受給していない
【生活保護】 受給している 受給していない 相談中
【管 理】 自分でできる 後見人等がいる 手伝いが必要

退院/退所の後に暮らす場所



【本人の希望】

- 自宅に戻りたい グループホームや救護施設などを希望
家を探す必要がある 特に希望はない

【支援者の見立て】

- 自宅(一人暮らし) 自宅(家族と同居) グループホームや救護施設
家を探して一人暮らし その他

全てできるようになっていなくても大丈夫です。

入院期間が長かったり、入院を何度も繰り返している場合や、退院後の生活に向けて準備するこ

とがたくさんある人は地域移行支援サービスが向いているかもしれません。

意欲喚起が必要な場合はピアソポーターの利用を検討してみてください。

ぜひ、相談してください。

KOBEピアソーターを利用するため

KOBEピアソーター活用事業

1. 目的

長期入院（入所）患者に対し、退院（退所）への不安を払拭させ退院（退所）への意欲を喚起する。

病院（施設）職員に対しては、地域移行への理解を促し、患者の退院（退所）後を意識しながら支援を行っていくよう、啓発を行う。

2. 方法

発表活動：患者、職員を対象にピアソーター自身の経験について発表を行う。

個別支援：退院（退所）を希望し、主治医からの承諾が得られた患者に対し、地域生活への移行を支援する。

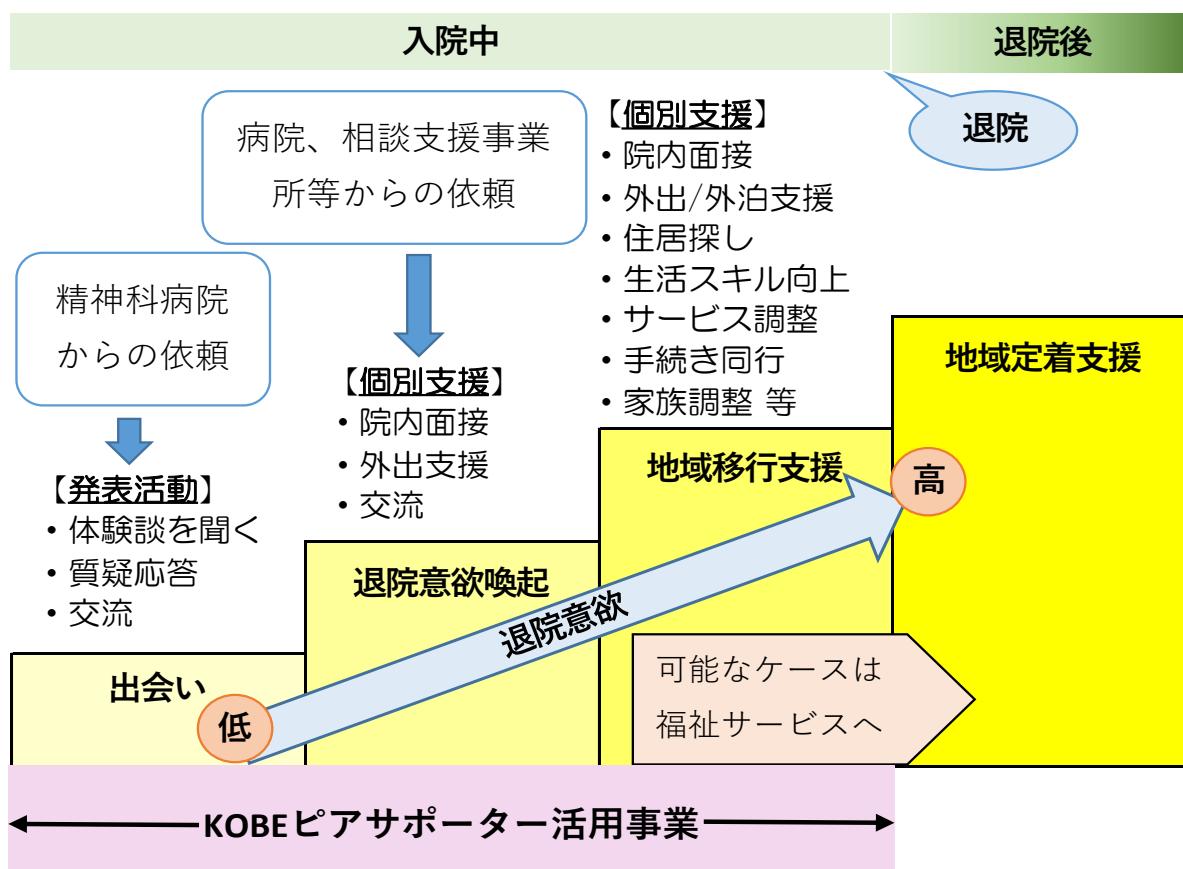
3. 実施主体

神戸市精神障害者地域移行・地域定着推進事業 委託法人

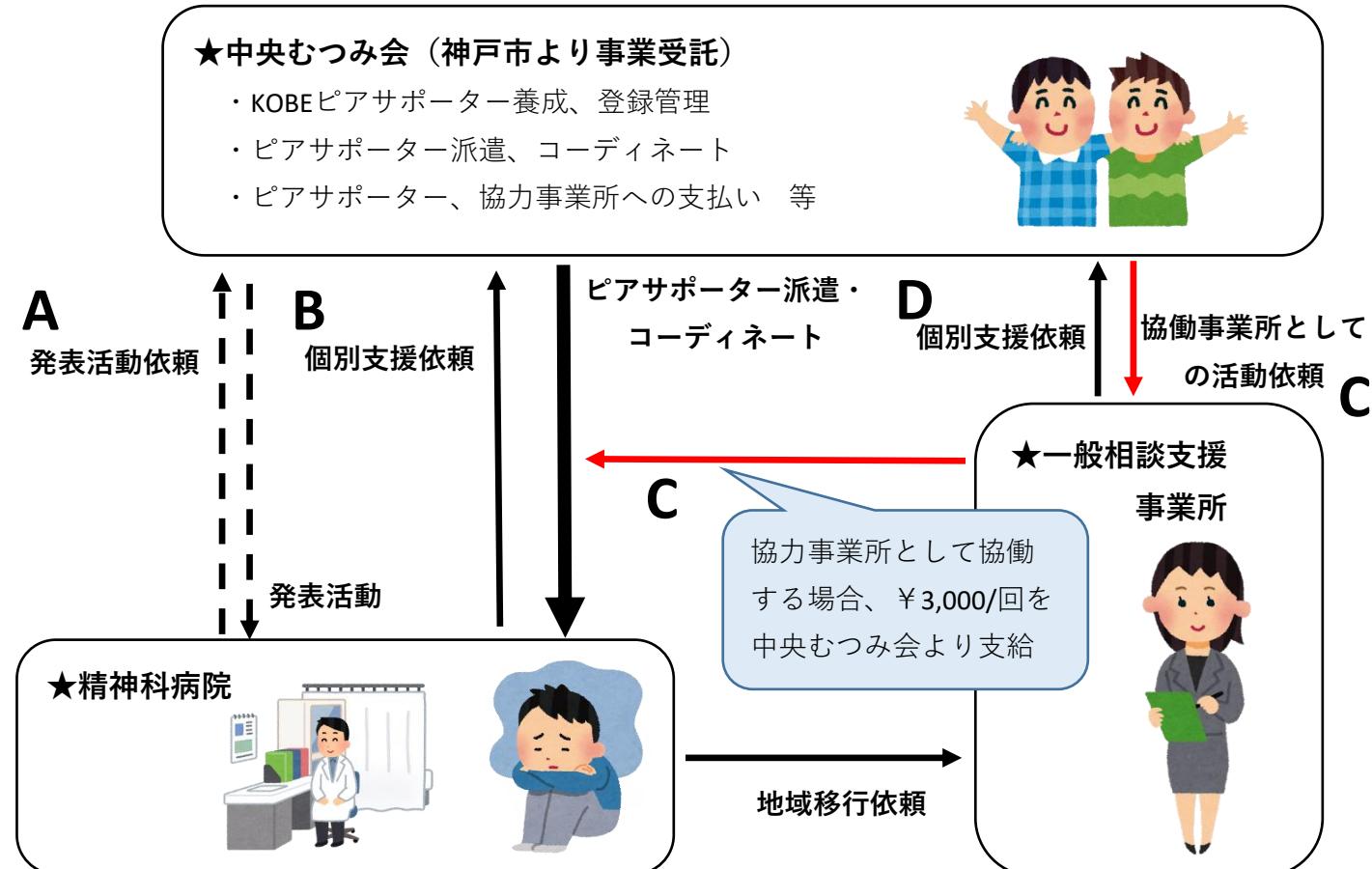
特定非営利活動法人 中央むつみ会（電話：078-262-7512）

*事業に従事するピアソーターは、神戸市ピアソーター養成講座を受講した登録者。

有償ボランティアとして活動する。



【KOBEピアソーター活用事業における発表活動・個別支援の流れ】



A: 院内での発表活動を依頼する場合

病院から直接、中央むつみ会へご相談ください。

発表活動を行う際は、ピアソーターに協力事業所または中央むつみ会が同行します。

B: 病院から個別支援を依頼する場合

地域移行支援の利用に至っていない患者への意欲喚起のために個別支援を希望する場合は、病院から直接、中央むつみ会へご相談ください。

個別支援を行う際は、中央むつみ会より依頼した協力事業所または中央むつみ会が同行（毎回）します。

C: 協働事業所としての活動

ピアソーターが発表活動や個別支援を行う際、病院とピアソーター等との事前調整や当日同行してサポートを実施。活動報告書に基づき、中央むつみ会より事務費（3,000円/回）を協力事業所へ支払

D: 一般相談事業所から個別支援を依頼する場合

地域移行支援の申請があった患者への意欲喚起のために個別支援を希望する場合は、事業所より直接、中央むつみ会へご相談ください。協力事業所として協働し、個別支援に同行した場合は中央むつみ会より事務費（3,000円/回）を支払います。協力事業所としての協働ができない場合は、中央むつみ会が協力事業所として個別支援に同行（毎回）します。

神戸市 2025年2月

入院中の方へ

ひょうごけん こうべし 兵庫県・神戸市

にゅういんしゃほうもんしえんじぎょう あんない 入院者訪問支援事業のご案内

にゅういんちゅう せいかつ ふあん
入院中のこと、これから的生活こと、不安なことなど、
はな 話してみたいことはありませんか？

●入院者 訪問支援事業とは

きがる そだん できる ひと はなし き
気軽に相談が出来る人がいない、話を聞いてもらいたい
きぼう かた たいしよう ほうもんしえんいん びょういん ほうもん
と希望している方を対象に、訪問支援員が病院に訪問し、
はなし き
お話を聞きします。

●訪問支援員とは

ひつよう けんしゅう じゅこう ほうもんしえんいん にんめい
必要な研修を受講し、訪問支援員として任命された人た
ちです。研修は資格の有無は関係なく、誰でも受講することができます。

ちょうせい おこな ひつよう じょうほう
サービス調整などは行えませんが、必要な情報の
ていきょう なや かいしよう む なに いっしょ
提供や悩みごとの解消に向けてできることは何かを一緒に
かんが に考えます。

りよう なが ご利用までの流れ

①相談・申し込み

電話、郵送（申込用紙）、メールのいずれかの方法で

受付窓口までご連絡ください。

支援員の訪問日は火曜日か木曜日です。



1) 電話で申し込む方法

受付窓口の電話まで、ご連絡ください。

相談したいことなどをお聞きします。



2) 郵送（申込用紙）で申し込む方法

「申込用紙」を記載し、受付窓口まで郵送して下さい。

3) メールで申し込む方法

受付窓口のメールまで、訪問支援員との相談を希望することを

ご連絡ください。

についていちょうせい

②日程調整

受付窓口で訪問支援員の派遣の日程調整を行います。

※調整には2週間ほど時間をいただきます。



③訪問決定の連絡

訪問日時が決定したら担当相談員を通じてお伝えします。

そうだんないようれい りょうしゃ こえ 相談内容例・利用者の声

はな てき よ
話しが出来て良かった。たのしかった

かいご そと せかい し
介護のことなど外の世界を知りたい

たいいん 退院したい

●●に行きたい

はなし
話がしたい



ほうもん かん うけつけ と あ まどぐち 訪問に關する受付・問い合わせ窓口

ひょうごけんせいしんほけんふくしきょうかい
兵庫県精神保健福祉士協会

にゅういんしゃほうもんしえんじぎょうじむきょく
入院者訪問支援事業事務局

うけつけじかん　まいしゅうか　もく
受付時間：毎週火・木 11時～14時30分 * 祝日、年末年始除く

〒 650-0027 神戸市中央区中町通3丁目1番8号

ライオンズステーションプラザ神戸 507

電話： 090-6942-1745

メール： hyogo.nyuuinshahoumonshien@gmail.com



Q & A

<p>かね お金はかかりますか？</p>	<p>むりよう A. 無料です。</p>
<p>はなし ないよう びょういん 話した内容は病院 に伝わりますか？</p>	<p>ほうもんしえんいん しゅひぎむ A. 訪問支援員には守秘義務がかせら れています。 そうだんしゃ きょか びょういん 相談者（あなた）の許可なく病院 しょくいん はな ないよう つた 職員に話した内容が伝わることは ありません。</p>
<p>そうだん 相談は かい 1回だけですか？</p>	<p>そうだん もう こ にってい A. 相談のたびに申し込みや日程 ちょうせい ひつよう なんかい りょう 調整は必要ですが、何回でも利用 かのう 可能です。</p>
<p>ほうもんしえんいん してい 訪問支援員を指定する ことはできますか？</p>	<p>ほうもんしえんいん してい A. 訪問支援員を指定することはでき ません。 おな しえんいん ほうもん かのうせい 同じ支援員が訪問できない可能性 がありますので、ご了承ください。</p>

神戸市精神保健福祉関連情報 ホームページ 改定案

精神保健福祉・医療情報

メニューをクリックすると
該当情報ページに遷移

メニュー



当事者・ご家族向け情報



支援者（医療機関・事業所等）向け情報



「にも包括」について知る



精神障害について正しく理解しよう



みんなで考える（協議の場）

当事者・ご家族向け情報

地域で安心して暮らし続けていくために、医療だけでなく、生活を支える制度、仕事のサポート等が必要となることがあります。

こちらでは当事者・ご家族が利用できるよくある医療、制度・サービスや相談窓口についての情報をご案内しています。

※ご注意※

ここでは、医療のサービス（医療保険の対象となるもの）、福祉のサービス（障害福祉サービス）、その他の制度・サービスを、分野ごとにお示しするのではなく、目的別・手段別にまとめて提示しています。

※各種サービスの所管や必要となるお手続きはそれぞれ異なります。サービスの詳細は、リンク先をご確認ください。

どのような制度・サービスを利用していくかわからない・・・という方は[こちら](#)へご相談ください。



体調を整える(精神科医療機関情報)

市内の精神科医療機関情報を掲載しています。

[→市内医療機関情報へ遷移](#)



地域で生活する

精神障害のある方が、安心して暮らし、働くために利用できる支援・サービスをご案内します。



地域で働く

精神障害のある方の就労にむけてサポートできる訓練の場や、就労支援制度、相談窓口をご案内します。



ピアソポーター情報

自身も精神障害の経験を持つ当事者(ピアソポーター)が、その経験を活かして同じような困難を抱える仲間を支援する活動についてご紹介します。

[→\(新規ページ\)
ピアソポーターに関する情報
ページへ遷移](#)



ご家族の向け情報

ご家族の不安や悩みを共有できる、相談先や家族会をご紹介します。

[→ご家族向け情報ページへ遷移](#)



精神科病院へ入院中の向け情報

精神科病院へご入院の方がご利用いただける事業や退院に向けてサポートを行うサービスをご紹介します。

地域で生活する

精神障害のある方が、安心して暮らし、働くために利用できる支援・サービスがあります。自宅での支援、外出のサポート、通所施設での活動、経済的な支援など、目的に応じてさまざまな制度があります。

どのような制度・サービスを利用していいかわからない・・・という方は[こちら](#)へご相談ください。

自宅で受けるサービス	▼	外出を支援するサービス	▼	日中活動や訓練の場・サービス	▼	すまいに関する支援	▼
経済的な支援 (サービス)	▼	やりくりや財産 を守る制度	▼				

自宅で受けるサービス(自宅での生活をサポートしてほしい)

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	掃除・買い物・食事準備、通院の付き添いなどをサポートします。
訪問看護	主治医の先生の指示をもとに、服薬の確認、生活リズムの整え方、気持ちの整理のサポートなどを、看護師がご自宅に訪問して行います。 詳細は主治医の先生にご相談ください。

外出を支援するサービス(1人で外出するのが不安・心配)

サービス名	内容
移動支援(ガイドヘルプ)	余暇（趣味）活動を含めた、外出の付き添いなどを行います。

日中活動や訓練の場・サービス(生活リズムを整えたい、働きたい)

サービス名	内容
デイケア	主治医の先生の指示に基づいて、生活に必要な力を取り戻すためのリハビリを行う通所型の医療サービスです。詳細は主治医の先生にご相談ください。
<u>地域活動支援センター</u>	人との交流の場や出かける場です。ご自身のペースで参加できます。
<u>自立訓練(機能訓練・生活訓練)</u>	日常生活や社会参加に向けた練習をします。
<u>就労継続支援(B型)</u>	体調や生活の状況に合わせて、自分のペースで作業に取り組める福祉サービスです。雇用契約はなく、無理なく通いながら、生活リズムを整えたり、働く経験を積んだりすることができます。
<u>就労継続支援(A型)</u>	一般企業で働くのがまだ不安な方が、雇用契約を結んで支援を受けながら働ける福祉サービスです。決まった時間に通い、給与をもらいながら、働く習慣や職場でのコミュニケーションを身につけていきます。
<u>就労移行支援</u>	一般企業への就職を目指して訓練を受けます
<u>就労定着支援</u>	就職後も安定して働き続けるための支援を受けられます

すまいに関する支援（住まい探しや住まいに関する相談をしたい）

機関名	内容
<u>共同生活援助（グループホーム）</u>	障害福祉サービスの1つ。生活上のサポートを受けながら、地域のアパートやマンション・戸建て等で共同生活を行います。
<u>すまいるネット</u>	神戸市すまいの安心支援センター。神戸市のすまいの総合窓口です。住まいの相談や情報提供を行っています。
<u>居住支援協議会</u>	住まい探しや賃貸契約手続きの支援、入居後の見守りなどの生活支援を行う支援機関を掲載しています。

経済的な支援

サービス名	内容
<u>くらし支援窓口</u>	様々な理由で経済的にお困りの状況についてお聞きし、解決に向けた支援を行っています
<u>自立支援医療（精神通院医療）</u>	精神科病院やクリニックへの通院(診療やお薬、訪問看護など)通院にかかる医療費の負担を軽減します
<u>精神障害者保健福祉手帳</u>	交通機関や施設の割引など、くらしに役立つサービスを受けることができます
<u>福祉乗車証(福祉バス)</u>	公共交通機関の運賃が割引・無料になります
<u>精神入院医療費助成</u>	精神科病院への入院にかかる医療費の助成が受けられます
<u>障害年金</u>	障害のある方に支給される年金です
<u>生活福祉資金貸付事業</u>	低所得世帯や障害のある方、高齢の方が安心して暮らし、地域での生活や活動を続けられるよう経済的に支える貸付制度です
<u>食支援</u>	物価高の影響などで生活にお困りの方を、民間団体が食料品の無償配布と併せて、生活相談支援を行っています

やりくりや財産を守る制度

制度・サービス	内容
<u>日常生活自立支援事業</u>	安心サポートセンターが行う事業です。 福祉サービスなどの利用手続きのお手伝いや、日常の金銭管理、重要書類のお預かりなどを行います。
<u>成年後見制度</u>	神戸市成年後見支援センターでは、ご自身で契約や財産管理などが困難になった方の権利を守り、地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の活用のお手伝いを行います。

地域で働く

精神障害のある方が、自分らしく働き、社会とつながるための支援制度があります。職場での定着支援、働く準備のための訓練、就職活動のサポートなど、状況に応じた支援が受けられます。

どのような制度・サービスを利用していいかわからない…という方は[こちら](#)へご相談ください。

就労に向けての相談

相談内容・困りごと	受けられる支援	案内先
働きたいけど、何から始めたらいいのかわからない	就労に関する様々な相談	<u>しごとサポート</u>
就職にむけての課題や自分にあった仕事を知りたい	職業(職能)評価	<u>兵庫県障害者職業センター</u>

就労に向けての準備・訓練

相談内容・困りごと	受けられる支援	案内先
就労に向けて自分の課題を知り、その改善や適応できるための支援を受けたい	職業準備支援	兵庫県障害者職業センター
現在うつ病で休職中だが、支援を受けながら職場復帰をしたい	リワーク支援	
就職に向けての訓練を受けたい・一般企業ではないところで働きたい	就労に向けた支援 (障害福祉サービス)	<ul style="list-style-type: none"> • 就労移行支援事業所 • 就労継続支援事業所(B型) • 就労継続支援行書(A型) • 就労選択支援事業所

就職活動・トライアル、就職後の定着支援

相談内容・困りごと	受けられる支援	案内先
就職活動を始めたい・就職先を探したい	求人登録、職業相談	ハローワーク
職場に適応できるよう企業との間にたつて調整してほしい	ジョブコーチ支援	兵庫県障害者職業センター
紹介された事業所で働き続けることができるかどうか試したい	障害者トライアル雇用	ハローワーク
働き続けるために職場との調整や助言などを受けたい	就労定着のための支援	就労定着支援事業所

精神科病院への入院中の方向け情報

制度・サービス	内容
入院者訪問支援事業	精神科病院入院中の方のうち、特に面会交流が途絶えやすくなることが想定される方からの希望に基づき、入院者保問支援員が病院へお伺いし、ご本人の体験や気持ちをお伺いし、必要な情報提供などを行う事業です。
<u>ピアサポート活用事業</u>	精神障害のある方々を対象に、同じ経験を持つピアソーターが、当事者視点で寄り添い支援を行います
<u>地域移行支援</u>	精神科病院などから退院に向けて、住まいの確保やサービスの調整、ご相談など、地域への生活に向けて入院・入所中からサポートを行うサービスです。
<u>精神科病院虐待通報窓口</u>	精神科病院職員による患者さんへの不適切行為や虐待などを発見したときに、通報いただく窓口です。精神科病院内に掲示しています。

精神保健福祉に関する相談窓口

体調や困っていること、やってみたいことなどを丁寧にお伺いし、あなたらしい暮らしを支える制度やサービスと一緒に考えます。

お住まいの区役所へ是非ご相談ください。

各区保健福祉課

月曜～金曜：8時45分～12時、13時～17時15分（祝日、年末年始を除く）

→各区役所情報を一覧で掲載

サービスや制度を利用する方が65歳以上のは、[あんしんすこやかセンター](#)（地域包括支援センター）へご相談ください。

関連リンク

- 障害福祉のあらまし

障害のある人やその家族が利用できる保健・福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介しています

- 介護保険のあらまし

介護保険の仕組みや保険料、介護サービスなどの概要問い合わせ先を紹介しています

- 悩みごと相談窓口

各種悩みごとに応じた相談先を掲載しています

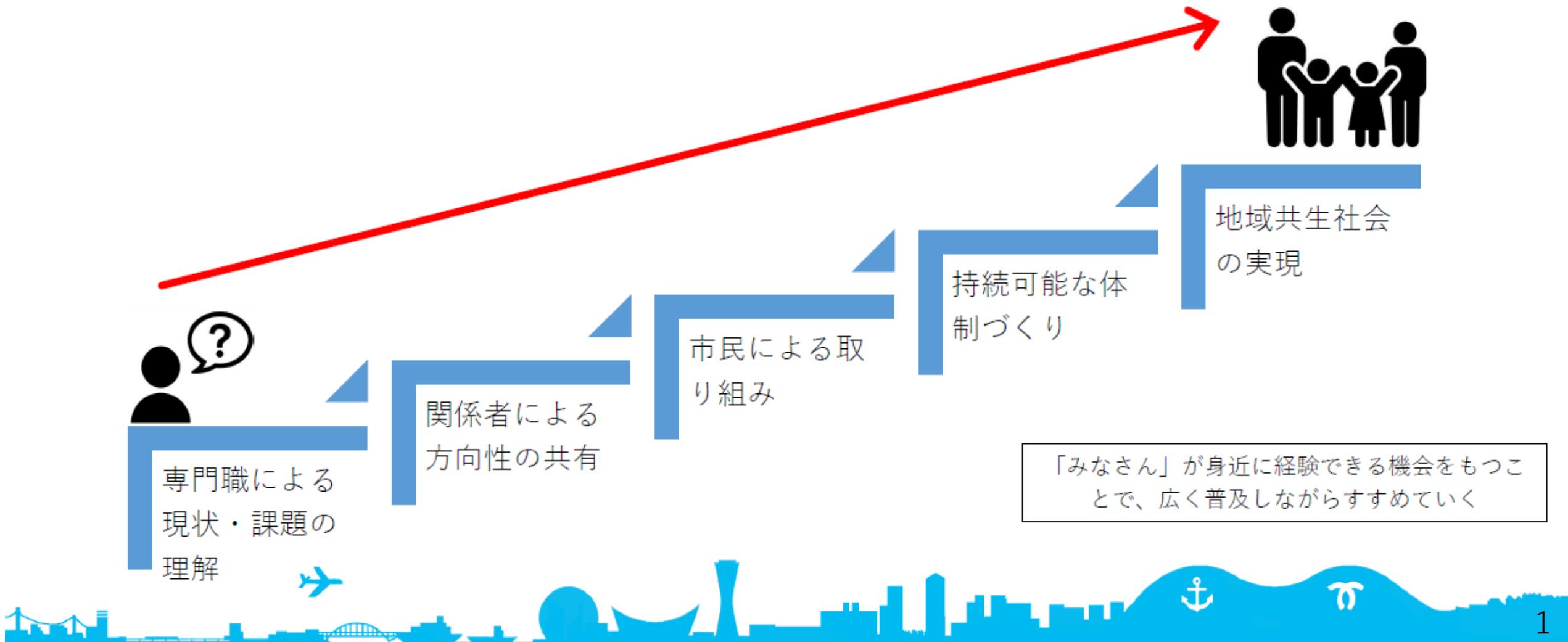
参考:その他相談窓口

→該当ページへ遷移

- ・障害者相談支援センター
- ・精神保健福祉センター
- ・ひきこもり支援室
- ・発達障害者支援センター

「みなさん」が対象

(にも包括は障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるようにするもの)



「にも包括構築」のステップと目指す姿(ビジョン)【全体像】（案）

地域共生社会の実現

持続可能な体制づくり				
市民による取組				
関係者による方向性の共有				
専門職による現状・課題の理解				
柱1	私たちちは、精神障害について正しく理解し、誤解や偏見をなくす努力を始めます。	私たちちは、地域での啓発のあり方を話し合い、共通の理解を育てます。	私たちちは、精神障害を理解する学びの場や当事者との対話の場をつくります。	私たちちは、啓発活動を継続的に行える仕組みを整えます。
柱2	私たちちは、安心できる居場所や支援の現状を調べ、当事者・家族・支援者が不安を感じる場面を把握します。	私たちちは、誰もが安心できる仕組みの必要性や支援体制の方向性を共有します。	私たちちは、見守りの支援や活動を広げ、また、居場所など様々な形で参加できる場をつくります。	私たちちは、制度や機能を活かし、24時間安心できる支援体制を地域に築きます。
柱3	私たちちは、情報の届きにくさや制度の複雑さを理解します。	私たちちは、情報発信の方法や媒体について協議します。	私たちちは、必要な情報を互いに伝え合います。	私たちちは、誰もが簡単に必要な情報にアクセスできる体制を更新・維持します。
柱4	私たちちは、当事者・家族・支援者の疲労や孤立に気づき、その要因を検討します。	私たちちは、当事者・家族・支援者の役割と支え合いの仕組みを話し合います。	私たちちは、支え合いの場に参加し、声を届けます。また、一人ひとりがこころの健康づくりに取り組みます。	私たちちは、当事者・家族・支援者への相談やスーパービジョンの体制を整えます。
柱5	私たちちは、支援者同士のつながりの現状を把握し、連携の不足や課題を整理します。	私たちちは、連携の在り方や仕組みを共に検討し、情報共有の方法を話し合います。	私たちちは、地域の中でつながりを広げ、支援者も市民も一人ひとりが協働する場をつくります。	既存のサポートシステムを支援者が相互に使い、支い合えるネットワークづくり

「にも包括構築」のステップと目指す姿(ビジョン)

柱に関する主な意見(第2回協議部会議事要旨より)

地域共生社会の実現



柱
1

- ・自分たちがわかりやすい自分たちのためににも包括の情報発信・広報の必要性(当事者・支援者)
- ・家族の理解や関わり方が当事者への予後にも影響するため、家族への啓発が重要
- ・地域の中で精神疾患や精神障害を予防するメンタルヘルスの取り組み
- ・当事者自身は「にも包括」の担い手となる存在であるという視点が必要

柱
2

- ・地域生活を送るうえでの生活支援の充実の視点も大切
- ・手薄な時間帯へのプラス評価等、何らかの対応が必要
- ・当事者が適切なタイミングで入院医療を含めて正しく治療手段を使うことができる仕組み
- ・スムーズかつ丁寧で持続可能な地域移行・地域定着の仕組み
- ・地域で安心して生活できるような365日24時間の仕組み(障害者地域生活支援拠点等)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職等	
橋本 健志	神戸大学名誉教授 (兵庫県精神保健福祉協会 会長)	学識経験者
鍛治 孝成	KOBE ピアサポーター	
吉田 明彦	精神医療サバイバーズフロント関西 主宰	当事者・家族
前嶋 昌子	神戸市精神障がい者家族会連合会 理事	
宮軒 將	兵庫県精神科病院協会 副会長	
上月 清司	神戸市医師会・ 兵庫県精神神経科診療所協会 理事	医療
尾川 隆紀	兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会（神戸ブロック会長）	
北岡 祐子	兵庫県精神保健福祉士協会 会長	
櫻間 悅子	障害者相談支援センター連絡協議会 会長	福祉・介護
岸間 大治	御影 南部あんしんすこやかセンター	
安福 ひとみ	神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 副理事長	
本田 幹雄	神戸市社会福祉協議会 事業推進局長	社会参加・ 地域福祉

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会要領

(趣旨)

第1条 この要領は神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会運営要綱（以下「要綱」という）第2条第1項に規定する精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会（以下、「にも包括部会」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 にも包括部会は18名以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 精神保健福祉専門分科会会长の指名する専門分科会委員
- (2) 当事者・家族
- (3) 保健、医療、福祉等関係団体代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 精神保健福祉業務に携わる神戸市職員

(審議事項)

第3条 にも包括部会は、地域生活支援促進事業（地域生活支援促進事業実施要綱）における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 日常生活圏域を基本として、精神保健医療福祉の重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する神戸市の取組みに関すること
- (2) 精神障害者施策に関する必要な事項

(会議)

第4条 にも包括部会は部会長が招集する。

- 2 にも包括部会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 にも包括部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は部会長が決定する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、にも包括部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は令和6年4月1日より施行する。

神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日委員会決定）

第9条の規定に基づき、精神保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に
関し必要な事項について定める。

(部会の設置)

第2条 専門分科会に、精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院費）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会（以下「にも包括部会」という。）を設置する。

2 前項に規定する判定部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 前項に規定するにも包括部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

(部会委員)

部会に属する委員（以下「委員」という。）は、専門分科会長の指名する専門分科会委員及び精神障害者の保健・医療・福祉等に関する事業に従事するもの、その他市長が適當と認めるもののうちから市長が委嘱し、または任命する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が健康その他の理由により職務遂行が困難になり、または専門分科会会长もしくは市長が不適任と認めたときは、これを解任することができる。

3 委員は再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部会に部会長を置き、又必要があるときは副部会長を置くことができる。

6 部会長及び副部会長は、健康局長の指名によって定める。

7 部会長は、その部会の会務を総理する。

8 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、副部会長またはあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

9 部会は部会長が招集する。

10 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 部会で決議された事項は、専門分科会の決議とみなす。

(関係者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、判定部会への関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 判定部会の庶務は保健所精神保健福祉センター、にも包括部会の庶務は保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、判定部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月18日より施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年9月1日より施行する。

別表（第2条第2項関係）

判定部会への委任事務

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の審査に関すること
- (2) 自立支援医療費（精神通院費）支給認定申請の審査に関すること
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請の審査に関すること

別表（第2条第3項関係）

にも包括部会への委任事務

- (1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関すること
- (2) 精神障害者の支援施策に関すること

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日

委 員 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例（平成 12 年 3 月条例第 101 号）第 8 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(会議)

第 2 条 委員会に、次の会議を設置する。

- (1) 計画策定・検証会議 定数 15 名以内
- (2) 福祉政策会議 定数 15 名以内
- 2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 3 会議に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、会議の運営上支障がある場合、会議に属すべき委員又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定時に、改めてその承認をとるものとする。
- 4 会議に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会議に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 6 会長は、その会議の会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 8 会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、福祉局長が召集する。
- 9 会議は、会議に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 10 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。
- 11 前項に定める部会の定数は、10名以内とする。
- 12 第 3 項から第 9 項までの規定は、部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのを「部会長」、「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

(専門分科会)

第 3 条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

(1) 民生委員審査専門分科会	定数 10名以内
(2) 身体障害者福祉専門分科会	定数 15名以内
(3) 児童福祉専門分科会	定数 30名以内
(4) 精神保健福祉専門分科会	定数 20名以内
(5) 市民福祉顕彰選考専門分科会	定数 15名以内
(6) 介護保険専門分科会	定数 35名以内
(7) 成年後見専門分科会	定数 10名以内

2 第2条第3項から同条第10項までの規定の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「会議」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表2に掲げるとおりとする。

4 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

5 専門分科会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

(会議等の公開)

第4条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。ただし、個人情報等公にしないことが適當と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

5 前4項の規定は、第2条に定める会議及び第3条に定める専門分科会に準用する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、会議及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」と

あるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参与)

第6条 委員会に参与を置く。

2 参与は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局において処理する。

2 専門分科会の庶務は、福祉局、健康局又はこども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、会議及び専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成13年1月9日委員会決定）

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則（平成13年7月18日委員会決定）

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則（平成15年7月29日委員会決定）

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則（平成17年4月21日委員会決定）

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年10月20日委員会決定）

(施行期日)

1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

附 則（平成21年1月28日委員会決定）

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則（平成24年8月6日委員会決定）

この要綱は、平成24年8月6日より施行する。

附 則（平成26年2月7日委員会決定）

この要綱は、平成26年2月7日より施行する。

附 則（平成27年12月21日委員会決定）

この要綱は、平成27年12月21日より施行する。

附 則（平成31年1月16日委員会決定）

この要綱は、平成31年1月16日より施行する。

附 則（令和元年12月26日委員会決定）

この要綱は、令和元年12月26日より施行する。

附 則（令和2年11月6日委員会決定）

この要綱は、令和2年11月6日より施行する。

別 表1 (第2条関係)

会議の所掌事務

1. 計画策定・検証会議

- ①市民福祉総合計画の策定に関すること。
- ②市民福祉総合計画の進行及び成果の検証・評価に関すること。

2. 福祉政策会議

- ①市民福祉の推進に必要な施策の企画・調査に関すること。

別 表 2 (第3条関係)

専門分科会への委任事務

1. 民生委員審査専門分科会

- ①民生委員の適否の審査に関すること。
(社会福祉法第11条第1項)

2. 身体障害者福祉専門分科会 (社会福祉法第11条第1項)

- ①身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師の指定の審議に関すること。
(身体障害者福祉法第15条第2項)
- ②指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定及び取消についての審議に関すること。
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条)
- ③身体障害者の障害程度の審査に関すること。
(身体障害者福祉法施行令第5条第1項)

3. 児童福祉専門分科会

- ①児童の施設入所等の措置の決定及び解除についての審議に関すること。
(児童福祉法第27条第6項及び同法施行令第32条)
- ②児童虐待事案の検討に関すること。
- ③映画、演劇、出版物、玩具等による児童福祉の増進又は児童に及ぼす悪影響の防止を目的に、映画等を審査のうえ、推薦又は勧告すること。
(児童福祉法第8条第7項)
- ④母子福祉資金貸付金の打ち切りの審議に関すること。
(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)
- ⑤里親の認定についての審議に関すること。
(児童福祉法施行令第29条)
- ⑥認可を受けない児童のための施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖についての審議に関すること。
(児童福祉法第59条第5項)

⑦児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関すること。

(児童福祉法第46条第4項)

⑧家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議に関すること。

(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)

4. 精神保健福祉専門分科会

①厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関すること。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項)

②指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定及び取消についての審議に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条)

③精神保健福祉の調査審議に関すること。

5. 市民福祉顕彰選考専門分科会

①市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。

(神戸市民の福祉をまもる条例第56条)

6. 介護保険専門分科会

①介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関すること。

②介護保険事業計画の策定のための調査審議に関すること。

③高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関すること。

7. 成年後見専門分科会

①成年後見制度の利用促進に関すること。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)